

## 介護サービス事業所の 運営推進会議等について

高齢者いきいき課（市役所1階）

TEL：620-7452

### ○運営推進会議、介護・医療連携推進会議とは

介護サービス事業のうち、地域住民のみが利用できる「地域密着型サービス」においては、サービスの質の向上や運営の透明性確保のため、利用者やその家族、地域住民代表者、市職員又は高齢者あんしん相談センター職員により構成される運営推進会議（一部のサービスでは介護・医療連携推進会議と呼ばれる）を定期的に行うことが義務付けられています。この会議では事業所がサービスの提供状況を報告し、それに対し出席者から意見や要望を述べることで地域に開かれた介護サービスの実現を図ります。

### ○構成員について

運営推進会議等の構成員のうち、地域住民代表者については、町会・自治会の役員や、民生・児童委員、シニアクラブ等の関係者が想定されています。

町会・自治会役員の皆様については、介護サービス事業所から会議委員への就任依頼や出席依頼などが寄せられることがあると思われますので、その折は何卒ご協力をお願い致します。

### ○会議の開催状況

対象事業所は平成29年4月1日現在で市内に154事業所あり、これら全体で年間470回の会議が開催されます。

サービス名	内容	事業所数	開催頻度	年間回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ヘルパーが1日に複数回の定期訪問と、必要に応じ随時訪問を行う	3	4回/年	12回
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模なデイサービス	95	2回/年	190回
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とするデイサービス	17	2回/年	34回
小規模多機能型居宅介護	1つの事業所で、通い（デイサービス）、訪問、宿泊の3つのサービスを柔軟に提供する	14	6回/年	84回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症である高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活し、日常生活上の世話を受ける	22	6回/年	132回
地域密着型介護老人福祉施設	定員29名以下の特別養護老人ホーム	2	6回/年	12回
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能に訪問看護の機能を追加したもの	1	6回/年	6回

## 八王子市「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市の取り組み ～ “地域での支え合い” 体制づくり～

市では、高齢者の方が重度の介護状態になっても住み慣れた地域で安心できる生活が継続できるように、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」を一体的かつ継続的に提供し、地域の中で包括的な支援やサービスの提供体制を実現する「地域包括ケアシステム」を推進しています。

この地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、地域で生活する皆様の“支え合い”の意識や自主による生活支援の活動が、大きな助けとなります。

今後、高齢化が急速にすすむ中、多様な地域課題に取り組む皆様の活動を支援するため、市でも下記のような様々な取り組みを実施しておりますので、御活用いただきますようお願い申し上げます。

### 記

高齢者福祉課でおこなっている「地域包括ケアシステム」に関連した取り組み例

#### 1 地域包括ケアシステムの周知

- (1) 出前講座「地域包括ケアシステムってなに？」の実施
- (2) 普及啓発を目的としたシンポジウムの開催（広報でお知らせ）

#### 2 生活支援サービス提供団体支援補助金

要支援の認定を受けた方を含む、高齢者の生活上の多様な困りごと（訪問による生活援助）を支援する団体に対し、その運営費の一部を補助します。

※ 活動イメージを動画で紹介いたします。

#### 3 地域ケア会議及び生活支援協議体

地域課題の共有や、顔の見える関係作りを目的とした「地域ケア会議」などの会議を開催しています。

高齢者あんしん相談センター等から、参加に関するお願いが届く場合がありますので、御協力いただきますようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ】

福祉部 高齢者福祉課（地域包括担当）

電話：042-620-7244 FAX：042-624-7720

メール：b440400@city.hachioji.tokyo.jp

## 住民主体による

# 生活支援サービス提供団体を募集しています

～サービス提供事業補助金のご案内～

市では、要介護認定を受けた方を含む65歳以上の高齢者に対して軽度な生活援助の提供に協力いただける地域団体を募集しています。

### 対象となる生活援助の活動とは・・・

掃除や洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、電球交換、家具や電気機器の修理等、地域で暮らす支援が必要な高齢者の、日常生活における多様な困りごとに対する支援です。



活動のシンボルマーク

## 応募要件

要支援の認定を受けている方を含む65歳以上の高齢者に対し、訪問による生活支援サービスを提供する団体であること。(詳細についてはお問い合わせください。)

- ★ サービス提供を行う住民が5名以上いること。
- ★ 地域住民の自主活動であること。(有償または無償ボランティア)
  - ※ 提供範囲、利用者負担の有無は問いません。(団体にて決定)
  - ※ 選定された後、保険への加入や研修の受講があります。

**月額上限 3万円** ※別に活動件数や家賃に応じた加算もあります。

- ★ 活動に要する費用によって異なります。
- ★ 飲食代、ボランティアへの報酬、建築工事等にあてることができません。
- ★ 他の補助制度により助成を受けているものは対象となりません。



【お問い合わせ・お申込み】

八王子市 福祉部 高齢者福祉課 (地域包括担当)

電話：042-620-7244 FAX：042-624-7720

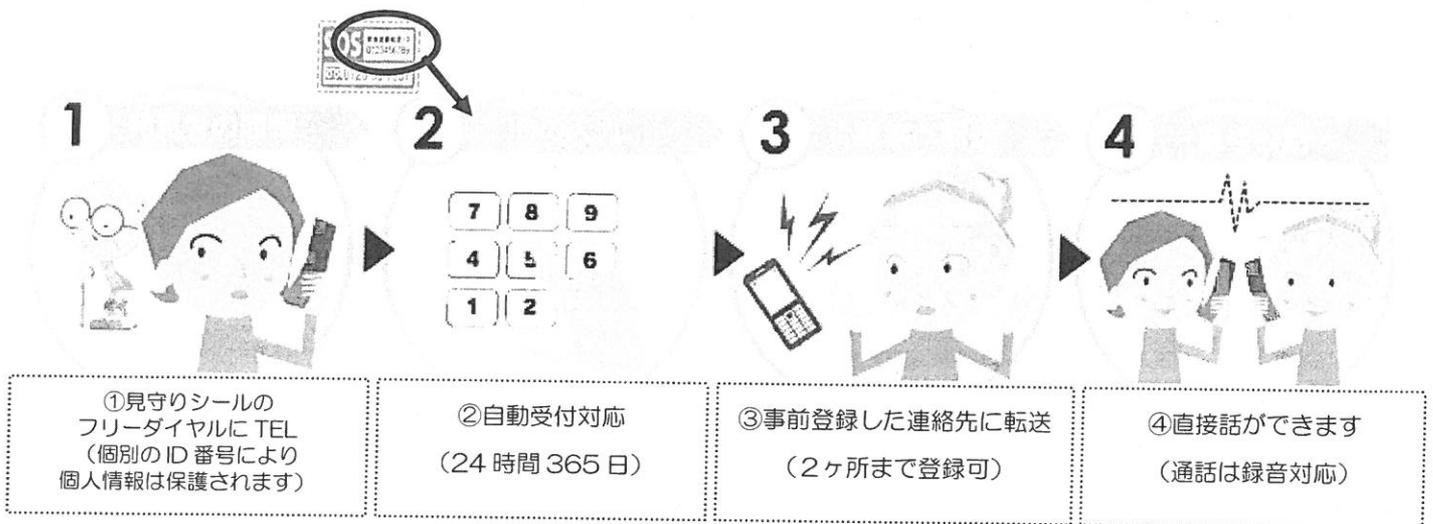
認知症の人が徘徊しても、無事に帰れるまちづくりを目指して…

# 八王子市高齢者見守りシール事業

平成29年4月より  
スタート!

徘徊するおそれのある高齢者の方向けの見守りシール事業を開始します。高齢者の衣服や持ち物等にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等も互いに個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能です。

- 登録をしていただいた方に、個別ID番号が記載された見守りシールを配布します。
- 認知症等による徘徊で、外出先で保護された際などに、見守りシールを通じて、ご家族への電話連絡を迅速に行うことができます。
- 電話連絡は転送サーバーを通してやりとりされるため、個人情報を保護しながら、発見者からご家族に直接電話連絡を行うことが可能です(※発見者は警察への通報もあわせてお願いします)。



## 対象者

八王子市内に暮らす65歳以上の方で、次のいずれかの要件に該当する方

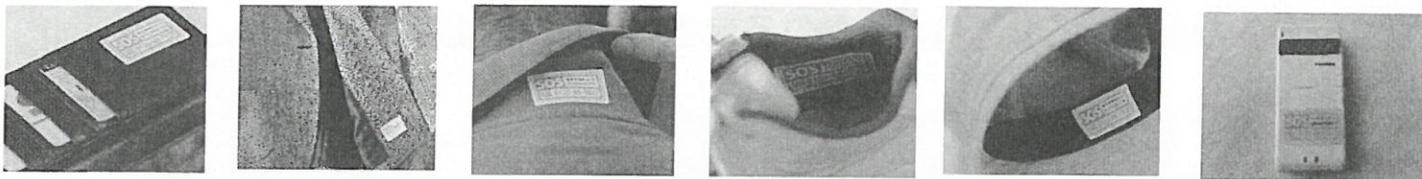
- ・認知症の確定診断が出ている方
- ・過去に徘徊をしたことがある方
- ・「認知症高齢者の日常生活自立度※」がⅡa以上である方
- ・今後、認知症の医療受診を検討している方
- ・その他理由により、必要と認められる方



※ 認知症の方にかかる介護の度合いを分類したもの。Ⅱa以上は日常生活に支障をきたすような症状。

## 利用料

初期費用(シール48枚) : 2,000円 (市が負担します)  
年間利用料 : 3,600円 (連絡先転送サーバー利用料)



【見守りシール見本】



【事業委託先】

社団法人セーフティネットリンケージ (<http://snl.jp/>)

本部：〒005-0832札幌市南区北ノ沢1-11-41

Tel.011-572-6865 (平日 9~18 時受付対応)



「みまもりあいアプリ」

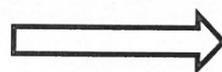
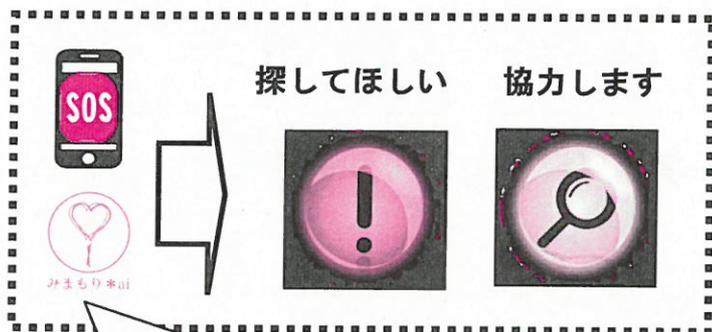


無償提供の携帯アプリ「みまもりあいアプリ」を通じて、行方不明となった高齢者の家族等が、指定された距離圏内にいるみまもりあいアプリをダウンロードしている「協力者」に対して、個人情報保護しながら捜索を呼びかけることも可能です（アプリの使用は任意です）。

《アプリイメージ》

ステップ①ご家族・施設＝「〇〇さんがいない！」→探してボタン押す

ステップ②協力者＝「SOS発信を受信」→協力OK→「家族が許可した情報のみ」配信



- ① 平仮名「みまもりあい」で検索
- ② QRコードで取得

アンドロイド



iPhone



見つかりました！

「見つかりました」ボタンを押すことで  
配信された情報はすべて自動消去

申込み先

お住まいの地域を担当する高齢者あんしん相談センターまでお申込みください。

問い合わせ先

八王子市 福祉部 高齢者福祉課 (電話：042-620-7420)

# 社会福祉協議会による 町会・自治会への支援策

八王子市社会福祉協議会  
支えあい推進課・市民力支援課  
元横山町1-29-3ボランティアセンター内  
TEL：649-8477

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、八王子における地域福祉の向上を市民の皆さまと協働して推進しています。

町会・自治会などが行う福祉活動を支援する専任職員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置しておりますので、お気軽にご相談ください。

圏域	町自連地区連合	地域福祉推進拠点
北部	東北部・加住	石川(石川事務所2階 ☎649-3390)
西部	元八・恩方・川口	川口(川口事務所2階 ☎652-9116)
西南部	横山南・横山北・浅川	設置調整中
中央	本庁地区※	設置調整中
東南部	北野・由井	設置調整中
東部	由木・鏈水尾根	設置調整中

※中部、東部、元横、東南部、中央部、南部、西部第1、西部第2、西部第3、本町、中央

## ・主な支援策

### (1) サロン活動への支援

サロン活動とは、高齢者、障がい者、子育て中の親などの同士又は世代を超えた仲間づくりのため、町会・自治会の会館など身近な場所を利用し、交流する場を提供するものです。

#### ①活動費の助成（審査あり）

施設等の借り上げ料やコピー代、消耗品代、お茶菓子代等の活動費を助成します。

#### ②サロン保険の加入（保険料は社協負担）

助成金交付決定と同時に自動的に加入します。活動中の事故や怪我への傷害補償・財物への損害賠償補償を行っています。

#### ③情報提供

各種広報誌やホームページへの掲載やサロン運営に関わる課題についての意見交換会や学習会、情報の共有を行っています。

### (2) 地域ささえあい助成金

つながりあい、ささえあうまちづくりを目指して、住民参加や交流を促す活動に助成金を出してしています。※申請方法など、詳しいことは窓口となる市民力支援課（電話 648-5776）までお問い合わせください。

（事業例）助け合いによる支援組織の立ち上げ事業・防災キャンプ、健康生きがい仲間づくり活動事業 など

※社協が独自に実施する事業経費には、

町会・自治会にご協力いただき、

寄せられた会員会費や寄付金を活用しています。

また、会員会費や赤い羽根共同募金では

協力に対する手数料として協力金の助成も行っています。

